## 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 石川県
- 構造改革特別区域の名称
  河北潟王拓地農業活性化特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

金沢市並びに石川県河北郡津幡町、宇ノ気町及び内灘町の区域の一部 (国営河北潟干拓事業における農地造成地)

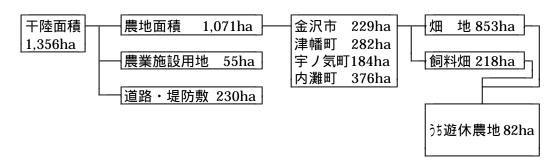
## 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 河北潟干拓地の経緯

河北潟干拓地は水田の拡大と水害常襲地帯である沿岸既耕地の排水改良を目的に昭和38年度に国営河北潟干拓事業により着工されたが、昭和40年代からの米余りが顕著化したことで、昭和45年度に開田抑制通達が出され、水田から畑作と酪農に計画が変更された。

昭和54年度から農地の配分が開始され、昭和61年度には国営河北潟干拓事業が完了し、干陸総面積1,356ha(内農地面積1,071ha)の広大な農地のもと本格的に営農が開始された。

#### <参考> 造成の状況(平成14年度)



#### (2) 遊休農地の発生状況

本格営農の開始から、排水改良や土壌改良に苦労しつつ、大麦 + 大豆および酪農を主としてその他露地野菜、果樹の作付により営農を継続してきたが、干拓事業に伴う多額の負担金や農家の高齢化、野菜価格や乳価の低迷等から、干拓地内の農業経営は年々厳しい状況になってきている。

このため、干拓地内に82 haの遊休農地が点在するが、現下の経済情勢では当

地区内の農家のみでは遊休農地の解消は困難な状況にあり、今後さらに増加が懸念されている。

## (3) (社)石川県農業開発公社保有地

昭和60年度に河北潟干拓地の農地のうち未配分となった201.5haを河北 潟周辺農家の規模拡大に資するため、国から(社)石川県農業開発公社へ配分となった。

さらに、昭和62年度に離農農家の農地を関係市町及び県の要請に基づき、同公社が135.7haを取得し、その後も離農農家の農地取得や公売執行で公売不成立となった農地を取得しており、売渡農地を差し引いた現在の同公社保有農地は、普通畑、飼料畑合わせて243.4haとなっている。

同公社の保有農地は継続して農地としての機能を維持するため、規模拡大農家へ 耕作管理として一時貸し付けを行っており、遊休農地はほとんどない。

#### (4) 立地条件

一方で、当区域は、

- ・ 本県の人口集中地域である金沢市中心部から車で16Km(車で30~40分) の距離にあること。
- ・ 平坦で1区画60aと大区画の農地がまとまって確保されていること。
- ・ 高速道路へのアクセスが良く、隣県の市場へは1時間、京阪神市場へは4時間の 距離にあること。
- ・ 酪農家と連携した堆肥製造施設も備わっていること。

など営農を行う上での条件が整備されている。

#### 5 構造改革特別区域計画の意義

河北潟干拓地においては、干拓事業に伴う多額の負担金や農家の高齢化、野菜価格 や乳価の低迷等から、既存農家の経営拡大意欲や後継者の就農意欲が小さくなり、遊 休農地問題が顕在化している。

こうしたことから、農業生産法人以外の法人の農業への参入や市民農園の開設に対し、民間活力を最大限に引き出し、地域経済の活性化を図ることが適当であると考える。

ついては、河北潟干拓地において、以下(1)~(5)の事項について取り組んでいく。

(1) 河北潟干拓地の1,071haの広大な農地は、4(4)の立地条件のとおり、本県はもとより全国的に見ても営農を行う上での条件が十分整備されている地域といえる。

この河北潟干拓地の広大な集団的農地という営農上のメリットと金沢市中心部に近いという立地条件を活かし、農産物生産から加工・販売までの総合的な食品生産基地という観点で、民間の活力と経営手法により、収益性と付加価値を重視した農業の実現を図る。

- (2) 良質な農産物の安定生産を図るためには、その基本というべき土づくりが重要である。河北潟干拓地には、酪農団地があり、現在、1,700頭の乳牛が飼育されており、その家畜糞尿により製造された堆肥を利用して土づくりを行う耕畜連携の取組みが干拓地内で行われている。この先進的な取組みは、特区に参入する企業の有機・無農薬・エコ農業等のニーズと一致しており、モデル的取組みとして発展させていく。
- (3) これまでの干拓地の作物は、農業の担い手の高齢化と後継者の確保が十分と言えない状況から、機械化の可能な大麦と大豆の栽培が主となっていたが、企業の新しい発想や展開により、高品質の農産物(例:加賀野菜)の効率的な生産による収益性の向上やエコ農業等の環境保全型農業の推進による企業ブランドの創造など農産物の高付加価値化の実現を図る。
- (4) 企業が持っている販路を十分に活用することで、農産物の新たな販路の開拓を図ることや消費者ニーズの変化をいち早くキャッチし、新たな作目・作型や流通形態を検討することなど企業の持つ情報網を活用した農業経営の実現を目指す。
- (5) 民間活力を生かした市民農園の開設についても、健康増進や自然に親しみ園芸を楽しみたいという多くの都市住民、中高年齢者の期待に応えるために開設の機会を増やすことは社会的効果があるものと考えられ、交流人口の増加による河北潟干拓地の活性化を目指す。

以上、これらの取り組みは、単に遊休農地等の解消を目的とするものでなく、河北 潟干拓地の地域特性を最大限に活かしたアグリビジネスの展開等を推進し、地域経済 の活性化につながることをねらいにするものであり、先進性、独自性を備えた構想で あると考える。

また、この経済不況の中、企業が業種転換を図ろうとする場合の一つの選択肢として、農業参入等の道筋を拓いておくことも本県の経済的社会的効果の上においても意義があると考える。

- 6 構造改革特別区域計画の目標
- (1) 農業生産法人以外の法人による農業への参入を認めることにより、農業外からの新たな担い手の確保が図られ、遊休農地が解消されるとともに、企業的な経営感覚による安定的な農業経営の実現により河北潟干拓地農業の活性化を図ることを目標とする。
- (2) 具体的には、関連事業として耕畜連携土づくりモデル事業及び持続的農業推進事業等を推進し、河北潟干拓地内の堆肥製造施設を活用した減農薬減化学肥料栽培や有機農産物栽培を主体とした農業経営を企業自らが行うことで、消費者の求める安全・安心な農産物生産の拡大が見込まれる。

また、本県の人口集中地域である金沢市に隣接していることから、輸送時間がかからず、鮮度の高い野菜を供給することができるメリットを活かし、河北潟干拓地における地産地消の拡大が期待される。

- (3) さらには、石川県農業の担い手の確保を目的とした、青年農業者特別養成システム事業を活用し、農業に参入する企業に対して就農準備校への参加を促し、栽培技術をマスターさせるとともに、農業を志す新たな担い手等を企業へ新規就農者として斡旋するなど、就農の定着化を促進することで、河北潟干拓地における農業の担い手の育成や雇用創出効果が期待できる。
- (4) 多様な者の市民農園の開設を認めることにより、農地を株式会社等に貸し付けることは、河北潟干拓地の遊休農地の解消のほか、健康増進や自然に親しみ園芸を楽しみたいという多くの都市住民、中高年齢者の期待に応えることができるとともに、特区区域の農業者と都市住民の交流人口の増加を促すことで、河北潟干拓地内の直売施設等の活性化や農業の理解につながる。
- (5) これら農業生産の発展や交流人口の増加が組み合わされることにより、河北潟干 拓地農業生産等の拡大による活性化が図られ、県内有数の農業地帯として位置づけら れるとともに地域経済の発展が期待されるものであり、本地域での取り組みが所期の 成果を得ることで、県内他地域はもとより、全国的な構造改革への波及が期待される。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 遊休農地の解消

32.4 ha (H20年度)

(2) 農業生産額等の増加

307,330千円(H20年度)

(3) 雇用の創出

20人 (H20年度)

(4) 都市住民等との交流人口の拡大 増加人員 21,600 人 (H20年度)

#### <算出根拠>

## (1) 遊休農地の解消:32.4 ha

河北潟干拓地内の遊休農地は、82haであり、特定法人による農業参入および 市民農園の開設による遊休農地の解消については、次のとおり見込まれる。

(単位:ha)

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	計	企業等の参 入予定数
特定法人によ る農業参入	3	7	8	6	6	3 0	6 社
市民農園の開 設	0.6		0.6	0.6	0.6	2.4	2 社
計	3 . 6	7.0	8 . 6	6 . 6	6 . 6	3 2 . 4	8 社

## (2) 遊休農地の解消による農業生産額等の増加 307,330千円

これまで遊休農地であったが、特定法人による農業参入により、収益性の高い野 菜等の生産が行われることにより、農業生産額の増加が次のとおり見込まれる。 また、市民農園の開設による利用料が見込まれる。

(単位:千円)

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	計
特定法人によ	10,614	35,380	63,684	84,912	106,140	300,730
る農業参入	(3 ha)	(10ha)	( 18ha )	(24ha)	(30ha)	
市民農園の開	600	600	1,200	1,800	2,400	6,600
設	(100区画)	(100区画)	(200 区画)	(300 区画)	(400 区画)	
計	11,214	35,980	64,884	86,712	108,540	307,330

注1)参考資料表1より野菜の生産額552,705千円÷156.2ha = 3,538千円/ha

注2)1区画(10坪)当たり6,000円/年

0.6ha当たり100区画造成

## \_\_(3) 雇用の創出 20人

特定法人による農業参入により、その従事者として次のとおり新たな雇用の創出が見込まれる。

(単位:人)

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	計
雇用の創出	3	5	4	4	4	2 0

## (4) 都市住民等の交流人口の拡大 延べ21,600人

市民農園の開設により、河北潟干拓地へ訪れる都市住民等の増加が次のとおり見込まれる。

(単位:延べ人数)

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
交流人口	5,400	5,400	10,800	16,200	21,600

注1)1区画当たり週1.5回×36週(9ヶ月)=54人

## <参考資料>

表 1 農産物の生産状況(平成14年度)

	<u>X</u>	<del>397</del> 工	作付面積	生産量	生産額	備	考
			(ha)	(t)	(千円)		
穀	大	麦	364.5	936	87,962		
類	小	麦	44.4	50	1,137		
	大	豆	404.2	633	139,733		
	穀类	計	813.1	1,619	228,832		
野	すし	いか	51.2	2,156	191,044		
菜	<b>‡</b> †	ァベツ	6.5	196	10,783		
	だし	いこん	6.6	236	20,512		
	れ <i>/</i>	ぃこん	47.7	408	176,031		
	ᆺ	コン	0.5	12	5,186		
	軟弱	弱菜	19.6	197	74,290		
	その	D他	24.1	487	74,859		
	野茅	討	156.2	3,691	552,705		
果	な	し	13.9	188	52,026		
樹	ぶと	ごう	7.6	68	41,870		
	その	D他	9.4	33	6,520		
	果樹	計	31.0	289	100,416		
花		き	7.1	1,803	51,311		
そ	の他	作物	78.9	161	62,942		
畑1	作物	計	1,086.3	7,274	996,206		

(注)作付面積は延べ面積である

## 8 特定事業の名称

- (1) 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業(1001)
- (2) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業(1002)
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

#### (1) 河北潟環境保全対策事業

閉鎖性水域である河北潟の環境保全の観点から家畜排せつ処理施設の汚水処理に 対する助成を行う。

## (2) 耕畜連携土づくりモデル事業

家畜排せつ物を利用した堆肥の利用技術確立及び大規模需給システムの実証により、県内に堆肥利用による土づくりを普及し、土づくりを基本とした農産物の安定 生産・品質向上を支援する。

#### (3) 持続的農業推進事業

持続農業法に基づく「エコ農業者」の認定を拡大し、生産技術の向上及びエコ農業者の組織化に対して支援するとともに、消費者や流通業者とエコ農業者との交流を推進することにより、環境にやさしい石川農業の定着拡大を図る。

## (4) 有機農産物認証事業

有機栽培農家への支援を目的として、県において、JAS法に基づく有機農産物の認証を実施する。

#### (5) 青年農業者特別養成システム事業

新たに就農を希望する意欲と能力のある青年等が幅広く農業に参入できるよう、 各種の就農支援策を県、市町村が総合的に実施する。

## (6) マーケティングによる地産地消ビジネスモデルの確立研究 需要に対応できる地産地消生産モデルづくり(生産体制・契約取引)を確立し、 安定した農業経営体及び産地を育成する。

(別紙)構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の 内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

# 別紙 (特定事業番号:1001)

- 1 特定事業の名称
  - 1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法 人への貸付け事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 農地保有合理化法人及び農業生産法人以外の法人で農地を借り受けて農業経営を行お うとする法人(特定法人)
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 本特区計画の認定日
- 4 特定事業の内容
  - (1) 事業に関与する主体:

事業を実施する者は、上記2の特例措置の適用を受けようとする特定法人認定申請する者は、石川県 農地を貸付る者(実施主体)は、農地保有合理化法人協定書を締結する者は、 と 及び

(2) 事業が行われる区域:

金沢市、津幡町、宇ノ気町、内灘町の区域の一部 (国営河北潟干拓事業造成地内)

(3) 事業により実現される行為や整備される施設等:

特定事業を実施する者が行う野菜栽培等の農業機械及び必要なハウス等の施設(例)野菜栽培等に必要なトラクター、管理機、格納庫および資材倉庫

5 当該規制の特例措置の内容

地方公共団体が規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠

河北潟干拓地においては、下記に示したように地域内で遊休農地の解消が困難なことから、農業生産法人以外の法人による農業の参入により、遊休農地の解消と農業の枠を超えた新しい発想のもと河北潟干拓地営農の展開が期待できる。

- (1) 相当程度の遊休地が存在すること及び地域内で解決が困難なことの根拠 相当程度の遊休地が存在することの根拠
  - ・本県における経営耕地面積に占める耕作放棄地等の割合(12年度) 7.5%内平坦地域に占める耕作放棄地の割合(12年度)内中山間地域に占める耕作放棄地の割合(12年度)(2000年農林業センサス調)
    - ・河北潟干拓地内農地に占める遊休農地の割合(14年度) <u>7.7%</u> (石川県津幡農林総合事務所調)

河北潟干拓地の農地は、平坦で1区画60aと大区画となっており、生産性の高い営農が可能でありながら、遊休農地割合は7.7%と、県内の平坦地域に占める耕作放棄地割合2.7%に比べかなり高くなっている。

#### 担い手農家がいないことの根拠

- ・ 農家数 267人 うち61歳以上の経営主113人(42%) そのうち後継者が見込まれる経営主27人
- ・ 今後、10年程度の間に113人程度のリタイアの可能性があるが、後継者 が営農する見込みがあるのは27人である。
- ・ 干拓地内の農家 1 戸当たりの農地面積は約 4 haであり、3 4 4 ha(=4 ha × 86 人) の遊休農地がさらに発生する恐れがある。
- ・ 干拓地内の農家は、年間47千円/10aの干拓事業等の償還金を抱えており、 それが経営を圧迫している。(他に水利費等経常賦課金6千円/10aあり)
- ・ また、干拓地内には、県農業開発公社が243.4 ha の農地を長期保有している。

したがって、干拓地内の農家だけでは農地の遊休化の解消は困難であると認め られる。

# 別紙 (特定事業番号:1002)

- 1 特定事業の名称
  - 1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
  - (1) 農地保有合理化法人(農地を貸し付ける者)
  - (2) 市町村及び農業協同組合以外で、特定農地貸付け法に基づく市民農園を開設しようとする者(計画区域内に農地を所有する者又は農地を借り受けて開設しようとする者)
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 本特区計画の認定日
- 4 特定事業の内容
- (1) 事業に関与する主体:

事業を実施する者は、上記2の特例措置の適用を受けようとする者認定申請する者は、石川県 農地を貸付る者(実施主体)は、農地保有合理化法人協定書を締結する者は、 と 及び

(2) 事業が行われる区域:

金沢市、津幡町、宇ノ気町、内灘町の区域の一部 (国営河北潟干拓事業造成地)

- (3) 事業により実現される行為や整備される施設等: 特定農地貸付け法の特例措置に基づく市民農園
- 5 当該規制の特例措置の内容

地方公共団体が規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠

河北潟干拓地においては、下記に示したように地域内で遊休農地の解消が困難なことから、特定農地貸付法の特例を受けて市民農園の開設の機会を増やし、農地の有効活用を図る。また、健康増進や自然に親しみ園芸を楽しみたいという多くの都市住民、中高年齢者の期待に応えることで社会的効果も高まると考える。これにより河北潟干拓地において、都市住民との交流人口が増加し、河北潟干拓地農業の活

性化につながり、地域経済の発展が図られる。

- (1) 相当程度の遊休地が存在すること及び地域内で解決が困難なことの根拠 相当程度の遊休地が存在することの根拠
  - ・本県における経営耕地面積に占める耕作放棄地等の割合(12年度) 7.5%
    内平坦地域に占める耕作放棄地の割合(12年度) 2.7%
    内中山間地域に占める耕作放棄地の割合(12年度) 14.4%
    (2000年農林業センサス調)
  - ・河北潟干拓地内農地に占める遊休農地の割合(14年度) <u>7.7%</u> (石川県津幡農林総合事務所調)

河北潟干拓地の農地は、平坦で1区画60aと大区画となっており、生産性の高い営農が可能でありながら、遊休農地割合は7.7%と、県内の平坦地域に占める耕作放棄地割合2.7%に比べかなり高くなっている。

担い手農家がいないことの根拠

- ・ 農家数 267人 うち61歳以上の経営主113人(42%) そのうち後継者が見込まれる経営主27人
- ・ 今後、10年程度の間に113人程度のリタイアの可能性があるが、後継者が 営農する見込みがあるのは27人である。
- ・ 干拓地内の農家 1 戸当たりの農地面積は約 4 haであり、3 4 4 ha(= 4 ha × 86 人) の遊休農地がさらに発生する恐れがある。
- ・ 干拓地内の農家は、年間47千円/10aの干拓事業等の償還金を抱えており、 それが経営を圧迫している。(他に水利費等経常賦課金6千円/10aあり)
- ・ また、干拓地内には、県農業開発公社が243.4 ha の農地を長期保有している。

したがって、干拓地内の農家だけでは農地の遊休化の解消は困難であると認め られる。